

ワーキング・グループの議論を 踏まえた論点整理

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

⇒各機関や支援策の運用について、成年後見制度の見直しに対応する必要がある
という観点から、論点を整理

- (1) 成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施
- (2) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (3) 制度の利用しやすさ向上のための取組の推進

II 地域における権利擁護支援体制の整備

⇒市町村における地域連携ネットワークの推進により権利擁護支援体制を整備する必要がある
という観点から、論点を整理

- (1) 地域連携ネットワークづくり
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- (3) 意思決定支援の浸透
- (4) 担い手の確保・育成等の推進
- (5) 体制整備の推進体制

III 成年後見制度の趣旨・内容の浸透による利用促進

⇒成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施を確保するためには、
制度の趣旨・内容について関係者に浸透させるための取組が必要であるという観点から、論点を整理

- (1) 民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報
- (2) 関係者の理解促進のための取組

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

論点整理

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

(1) - 1 成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施

(補助の制度の位置付け)

- 成年後見制度の見直しにより、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能となること等に伴い、補助の制度以外の支援が重要となることを踏まえた、補助の制度の位置づけや利用のされ方の整理
- 補助の制度における市民後見人の役割の再整理(1-5-1)

(権利擁護支援の在り方)

- 本人の同意を適切に確保し、かつ、制度利用の「必要性」の有無について、市町村や地域権利擁護相談支援センター等が適切に判断できるようにするための対応(1-1-1)
- 本人が抱える具体的な法的課題を踏まえて必要な権限を選択できるようにするための対応(1-1-2)
- 制度利用終了後を見据えた支援方針のアセスメントを実施できるようにするための対応(1-1-3)
- 選任に際しての受任者調整という形にとどまらず、相談から支援ニーズの精査、支援方針の検討を含めた一連の支援プロセス全体が適切に行われるための対応(1-4-1)
- 制度利用前の支援ニーズの精査について、多職種による検討を含めて適切に実施するための対応(1-1-6)
- 本人申立てや親族申立てについて、申立て前から相談支援や方針検討の支援を受けられるようにするための対応(1-1-7)
- 民法等改正法施行後における地域権利擁護相談支援センターの役割や機能の整理(1-1-8)
- 市町村や地域権利擁護相談支援センターにおいて、民法等改正法を踏まえた受任者調整等に対応するための対応(1-1-9)

論点整理

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

(1) - 2 成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施

(継続的な制度利用の必要性の確認等)

- 「「必要性」の消滅による終了」を実現する観点から、制度利用開始後も補助人のみではなく支援チーム全体で継続的かつ定期的に「必要性」を確認・検討するための取組み(1-2-1)
- 市町村や地域権利擁護相談支援センターにおける継続的かつ定期的な「必要性」の確認・検討の事務負担を踏まえた持続可能なモニタリングの在り方(1-2-2)
- 支援方針のアセスメントを行うために必要な情報(本人の福祉に関する情報等)を関係者間で共有するための方策について、民法等改正法に対応した見直しや継続的な情報更新の在り方(1-2-3)
- 補助人交代や補助の制度の終了等も含めた継続的なアセスメントのための情報共有の方策について、民法等改正法の運用を踏まえてどのようなものが望ましいかの整理(1-4-2)

(任意後見制度)

- 民法等改正法も踏まえた、補助の制度や福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を含めた地域の権利擁護支援体制全体の中での任意後見制度の位置付けの整理(1-3-1)
- 任意後見監督人の選任を要しない場合が設けられたことや、補助の制度との併用が可能となること、受任者につき効力発生の順序を定めることが可能となったことなど、制度の利用しやすさが向上した点を含めた周知・広報の取組み(1-3-3)

(家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能の強化)

- 民法等改正法の施行を見据えた家庭裁判所の「制度の運用・監督」機能の在り方(1-1-5)
- 市町村長等が家庭裁判所からの照会に対する回答を適切に行うための取組(1-2-7)

論点整理

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

(2) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

(市町村長申立て)

- 市町村長申立てが必要な事案に迅速かつ適切に実施されるような実施体制の整備(1-6-1)
- 高齢者虐待対応等において必要な市町村長申立てが適切に実施されるための都道府県の支援の在り方(1-6-2)
- 必要な権限の選択等に係る事務負担の増加を踏まえた、申立等に係る事務負担への配慮(1-6-3)
- 市町村長申立てを行った事案に対する選任後の市町村の関与の在り方(1-6-4)
- 市町村が地域権利擁護相談支援センターに事務を委託する場合における適切な役割分担や課題の共有(1-6-5)

(報酬助成)

- 成年後見制度利用支援事業について、必要な方が適切に利用できるような運用の在り方や地域間格差の解消の推進(1-6-6)
- 成年後見制度利用支援事業における報酬助成の在り方やその課題を踏まえた見直しの検討(1-6-7)
- 法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策(1-6-8)

論点整理

I 成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

(3) 制度の利用しやすさ向上のための取組の推進

(不正防止)

- 補助人の権限の内容を踏まえた家庭裁判所の監督機能の発揮による不正防止(1-8-1)
- 専門職団体による会員に対する自律的な指導監督の実施(1-8-2)
- 民法等改正法の施行後は補助の制度に一元化されることを踏まえた後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の在り方(1-8-3)
- 補助の制度の利用終了後においても後見制度支援預貯金・後見制度支援信託と同様の仕組みの金融商品の利用を継続できるような取組み(1-8-4)
- 本人の意向にも配慮した、後見制度支援預貯金・後見制度支援信託を含む金融商品拡大に向けた取組の促進(1-8-5)
- 補助の制度の利用の有無にかかわらず、本人がその意思に基づいて預貯金口座や電子決済等を安全に利用するための支援の在り方(1-8-6)
- 横領行為による損害に対する実効性のある被害救済手段に関する整理(1-8-7)

(各種手続における後見事務の円滑化)

- 行政や金融機関等における手続において、制度利用者や後見人等の負担を軽減するための後見事務の円滑化に資する取組(1-8-8)
- 後見登記の利用の円滑化(1-8-9)

Ⅱ 地域における権利擁護支援体制の整備

(1) - 1 地域連携ネットワークづくり

(社会福祉法の改正を踏まえた市町村の役割)

- 社会福祉法の改正を踏まえた地域の権利擁護支援における市町村の役割(2-1-1)
- 中核機関未設置市町村においても適切な権利擁護支援を行うために必要な対応(2-1-2)

(地域連携ネットワークの役割)

- 第二期基本計画において整理した地域連携ネットワークの3つの機能の再整理(例えば、以下のような観点も踏まえて考え方を整理してはどうか)(2-1-3)
 - ・第二期基本計画までの取組からの継続性・一体性が重要であること
 - ・民法等改正法の施行後は制度利用終了後に相談支援に戻るという循環性等を考慮する必要があること
 - ・成年後見制度の利用場面に限らず、権利擁護支援全体としての位置付けが必要なものであること
- 「「必要性」の消滅による終了」を実現するための地域の受け皿の整備(2-1-4)
- 成年後見制度のみならず、多様な権利擁護支援策をつなぐコーディネート機能の在り方(2-1-5)
- 相談支援、アセスメント、支援方針の検討、チーム形成支援及びモニタリング等を一体的に実施するための対応(2-1-6)
- 特に中山間地域等の小規模市町村において、人材が不足している中であっても必要な機能を発揮するための対応(2-1-7)
- 後見人等が実質的に担っていた生活支援、意思決定支援その他法的権限を伴わない支援を、制度利用終了後も地域において継続するための対応(2-1-8)
- 協議会を実質的に機能させるための方策(2-1-9)
- 支援者側だけでなく、本人も支援プロセスを理解できるような対応(2-1-10)

論点整理

Ⅱ 地域における権利擁護支援体制の整備

(1) - 2 地域連携ネットワークづくり

(地域連携ネットワークにおける地域権利擁護相談支援センターの位置付け)

- 都道府県、市町村、地域権利擁護相談支援センター(広域設置の場合を含む)が地域連携ネットワークの中で果たすべき役割分担の明確化(2-1-11)
- 地域権利擁護相談支援センターが権利擁護支援の全てを担うわけではなく、一次相談窓口との役割分担などを行いながら地域連携ネットワーク全体で権利擁護支援を行っていくことが重要であること、本人を中心とした支援が行われるよう、センターが中心となり様々な機関・会議体をつなげて包括的な支援を行うことが重要であること等の理解の浸透(2-1-12)
- 個別の支援調整を行いながら地域資源を充実させるなどの役割(2-1-13)

(地域権利擁護相談支援センターの設置促進)

- 中核機関未設置の市町村が抱える不安や実務上の課題、民法等改正法による実務への影響を踏まえた、都道府県による市町村支援機能の強化等の設置促進策(2-1-14)
- 単独設置が困難な地域における広域設置の在り方(2-1-15)

(地域権利擁護相談支援センターの機能発揮)

- 地域権利擁護相談支援センターにおいて、本人のニーズに対応した支援が行われるよう、民間事業者を含めた地域全体の支援主体を把握し、支援内容や役割を整理した上で関係機関をつなげるなどのハブ機能を担うための対応(2-1-16)
- 行政担当者等に対する相談窓口の設置や、事務の合理化策の検討など、担当者を支援する方策の在り方(2-1-17)
- 当事者の参画・協働等による地域権利擁護相談支援センターの意思決定支援機能の向上の在り方(2-1-18)
- 地域権利擁護相談支援センターの機能発揮に資するような評価の在り方(2-1-19)

(苦情対応)

- 本人や家族からの苦情等について、地域権利擁護相談支援センター、専門職団体及び家庭裁判所等が地域の実情に応じて連携して対応する体制のあり方(1-4-4)
- 苦情対応や解任事案への対応に関する関係機関の役割分担や連携フローの整理(1-4-5)

(1) - 3 地域連携ネットワークづくり

(家庭裁判所との連携)

- 家庭裁判所と市町村や地域権利擁護相談支援センター等との双方向の情報共有に向けた取組の在り方(1-2-8)
- 家庭裁判所と市町村・地域権利擁護相談支援センターとの相互理解を促進するための取組(2-2-1)
- 家庭裁判所、専門職団体及び法人後見実施団体等との具体的な情報共有等の在り方(2-2-2)
- 家庭裁判所と市町村・地域権利擁護相談支援センターの双方が必要としている情報を具体的な場面を想定して整理するなど、各地域における具体的な連携の在り方(2-2-3)
- 選任、交代に関する考え方についての家庭裁判所と支援関係者との相互理解の促進に向けた取組(1-4-3)
- 再整理された市民後見人の役割を踏まえた家庭裁判所との相互理解の促進(1-5-4)

(金融機関との連携)

- 民法等改正法の施行後において本人が必要な支援を受けながら金融取引ができるようになるための、改正内容等に関する金融機関の理解促進(2-2-5)
- 地域における見守り体制構築のための金融機関との連携の在り方(2-2-6)

(消費者行政との連携)

- 消費者被害の防止や権利侵害からの回復支援のための消費者行政との連携の在り方(2-2-7)

(その他)

- 身寄りのない高齢者等への支援を行うための、医療機関や施設等を含めた関係機関との連携の在り方(2-2-8)

(2) - 1 総合的な権利擁護支援策の充実

(地域の支援体制)

- 補助の制度の利用を終了しても本人の地域生活が継続できるような、地域における権利擁護支援体制の整備(1-2-4)
- 補助の制度の利用を終了できるよう支援を確保する観点から、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業や地域独自の支援策等との円滑な接続や、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の適切な運用の確保(1-2-5)
- 補助を終了して地域の支援につなげる観点から、地域資源に関する情報の把握・共有・可視化の促進(1-2-6)

(必要な権利擁護支援につながる体制の在り方)

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークや身寄りのない高齢者等への支援体制の整備のために必要な対応(2-3-1)
- 身寄りのない高齢者等を含めた権利擁護支援が必要な方に、適切な支援が行われるための、国、都道府県、市町村、地域権利擁護相談支援センター、一次相談窓口それぞれの役割(2-3-2)

(福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業)

- 地域の権利擁護支援策における福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の位置付け(2-3-3)
- 民法等改正法の施行を見据えた、補助の制度と福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の関係性の整理(2-3-4)
- 補助の制度と福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を始めとした各種支援策の役割分担(2-3-5)
- 補助の制度の利用終了後を見据えた、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を含めた地域における権利擁護支援策の整備(2-3-6)
- 補助の制度や福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の具体的な利用場面等の理解の浸透のための取組み(2-3-7)

(2) - 2 総合的な権利擁護支援策の充実

(その他の支援策)

- あらかじめ備えるという観点からの任意後見制度の積極的な利用促進(2-3-11)
- 任意後見制度について身近な一次相談支援機関等における相談機能を向上させるための取組み(1-3-4)
- 本人の意向を尊重した金融取引及びトラブル防止の在り方(2-3-8)
- 民法等改正法の施行後における、本人の自己決定の尊重や本人保護の観点での新たな金融取引の在り方(2-3-9)
- 消費者被害の防止や権利侵害からの回復支援のための消費者行政との連携の在り方(2-3-10)

(3) 意思決定支援の浸透

(意思決定支援の普及・啓発)

- 意思決定支援の基本的な考え方を普及・啓発するための取組み(2-4-1)
- 社会福祉法に意思決定支援への配慮が盛り込まれたことや、「本人の声」を起点として意思決定支援が行われるべきであることなどについての理解浸透のための取組み(2-4-2)
- これまで以上に実践的に意思決定支援を浸透させるための取組み(2-4-3)

(意思決定支援の確保)

- 専門職とは異なる生活者の視点を持つ地域住民や当事者の参画の在り方(2-4-4)
- 適切に意思決定支援を行うための、本人の意向、価値観、選好を共有できるような方策(2-4-5)
- 支援者とは異なる、相互牽制的な立場での意思決定支援など、意思決定支援をより確実に確保するための仕組み(2-4-6)
- 意思決定支援は本人の権利を保障するものであることを踏まえた対応(2-4-7)

(4) 担い手の確保・育成等の推進

(市民後見人)

- 市民後見人養成研修修了者等について、補助人等の受任だけでなく、意思決定支援等を担う地域の権利擁護支援の担い手など、位置付けの再整理(1-5-2)
- 市民後見人その他の意思決定支援の担い手など、地域における権利擁護支援を担う人材の養成・研修の在り方(1-5-3)

(地域における権利擁護支援人材)

- 市民後見人養成研修修了者等が意思決定支援を含む地域の権利擁護支援において活躍できるための仕組み(2-4-8)

(法人後見)

- 法人後見支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員なども含めた地域における権利擁護支援の担い手の育成(1-5-5)
- 法人後見の担い手育成が進まない要因や受任件数を増やしながら継続的に活動できるための課題分析の方法(1-5-6)
- 法人後見実施団体について、任意後見制度の担い手としての活用可能性(1-5-7)
- 各都道府県における困難事案に対応する法人後見の担い手の育成(1-5-8)

(任意後見)

- 任意後見人や任意後見監督人となる担い手の確保(特に、身寄りのない方等も任意後見制度を活用できるようにするための方策)(1-3-7)
- 法人後見実施団体の任意後見制度の担い手としての活用(1-3-8)
- 任意後見制度の利用促進の観点から、利用者負担の在り方や利用支援の方策(1-3-9)

(5) 体制整備の推進体制

(都道府県の支援機能)

- どのような場面でどのような支援が求められるかを明確化することや、課題を抱える市町村へのアウトリーチ支援など、都道府県による市町村支援機能の発揮を更に促していく方策(2-5-1)
- 意思決定支援を行う地域の権利擁護支援の担い手等の育成等の機能を補完するなど、市町村における取組を補う方策(2-5-2)
- 地域権利擁護相談支援センター未設置の市町村への広域設置の調整、家庭裁判所との広域的な連携調整等の取組み(2-5-3)
- 都道府県職員の、市町村の福祉現場の実態を踏まえた対応力の向上や、都道府県内の各部署の連携の推進(2-5-4)
- 都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、都道府県、市町村の連携の推進(2-5-5)
- 都道府県において、専門アドバイザーを有効に活用するための方策(2-5-6)

(市町村計画策定の合理化)

- 行政計画の実質的かつ効果的な形での策定を促進するための方策(2-6-1)
- 市町村及び地域権利擁護相談支援センターの負担軽減の方策(2-6-2)
- 市町村計画について、補助の制度の利用終了後の総合的な権利擁護支援の重要性も踏まえ、数値目標にとどまらず、権利擁護支援策の質や権利擁護支援の地域連携ネットワークが実質的に有している機能を評価する観点からの、見直しの在り方(2-6-3)
- 地域における包括的な支援体制と権利擁護支援の地域連携ネットワークとの関係なども踏まえた行政計画の策定の在り方(2-6-4)
- 福祉関係の他の行政計画と一体的に検討・策定する等の柔軟な対応を可能とするための方策(2-6-5)

Ⅲ 成年後見制度の趣旨・内容の浸透による利用促進

論点整理

Ⅲ 成年後見制度の趣旨・内容の浸透による利用促進

(1) 民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報

- 民法等改正法の施行までの時間軸や施行後の運用実態を踏まえた着実な理解促進の在り方(1-7-2)
- 市町村や地域権利擁護相談支援センターにおいて必要な準備の見通しを立てることができるような周知・広報の在り方(1-7-3)
- 民法等改正法の施行後、制度利用を希望する当事者が民法等改正法の趣旨に沿った適切な制度利用ができるようにするための周知・広報の方法(主体、媒体、対象等)や、周知広報すべき内容等の整理(1-7-1)

(2) 関係者の理解促進のための取組

(権利擁護支援策や成年後見制度の趣旨・内容)

- 地域権利擁護相談支援センターの設置や機能発揮に向けて困難を抱えている市町村の具体的課題も踏まえた体系的な研修や相談支援体制の構築(1-1-12)
- 特定補助の仕組みの適切な運用を図る観点から、制度趣旨や利用場面に関する理解の促進(1-1-13)

(任意後見制度の趣旨・内容)

- 任意後見制度の利用場面や支援開始までの流れが具体的にイメージできる周知・広報の方法(1-3-2)
- 任意後見監督人の選任を要しない場合が設けられたことや、補助の制度との併用が可能となること、本人と任意後見受任者との間で、任意後見契約の効力を発生させる順序を定めることが可能となったことなど、制度の利用しやすさが向上した点を含めた周知・広報の取組み(1-3-3)※再掲

論点整理

Ⅲ 成年後見制度の趣旨・内容の浸透による利用促進

(2) 関係者の理解促進のための取組

(各機関の連携・役割分担)

- 民法等改正法の施行後における家庭裁判所と市町村・地域権利擁護相談支援センターとの連携の在り方に関する周知・広報の取組み(2-2-4)
- 民法等改正法の施行後において、支援者や関係機関に対して支援プロセス全体の流れやその中で各支援主体の役割が分かる資料の作成(1-7-7)
- 医療機関に対して成年後見制度や後見人等の役割の理解を促進するための取組み(1-7-8)
- 医療機関や施設等に対し既存のガイドライン等の内容を浸透させるための周知・広報の取組み(2-2-9)

(本人や支援者に対するわかりやすい周知)

- 利用者、家族、医療・福祉関係者、自治体・社協職員、専門職等に対する民法等改正法の内容や利用場面についての分かりやすい周知・広報(1-1-10)
- 本人を中心に、家族その他の身近な支援者に対する、地域の権利擁護支援策等についての分かりやすい情報提供と理解促進の取組み(1-7-6)
- 当事者にとって分かりやすい任意後見制度についての周知・広報の方法(1-3-5)

(効果的な手段の活用)

- 利用者団体等を通じた効果的な周知・広報(1-1-11)
- インターネットやSNSだけでなく、地域に根ざした顔の見える周知・広報の取組み(1-7-4)
- 市民後見人等の権利擁護人材の育成と連動した周知・広報の取組み(1-7-5)
- ライフサイクル上のきっかけと結びつけた任意後見制度についての周知・広報の取組み(1-3-6)

今後の専門家会議スケジュール案

第23回 令和8年10月13日（火） 14:00-16:00

- 成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施【Ⅰ(1)】
- 成年後見制度の趣旨・内容の浸透による利用促進【Ⅲ(1)(2)】

第24回 令和8年10月27日（火） 14:00-16:00

- 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進【Ⅰ(2)】
- 制度の利用しやすさ向上のための取組の推進【Ⅰ(3)】

第25回 令和8年11月9日（月） 14:00-16:00

- 地域連携ネットワークづくり【Ⅱ(1)】
- 総合的な権利擁護支援策の充実【Ⅱ(2)】
- 意思決定支援の浸透【Ⅱ(3)】
- 担い手の確保・育成等の推進【Ⅱ(4)】

第26回 令和8年11月16日（月） 14:00-16:00

- 体制整備の推進体制【Ⅱ(5)】
- 総論

第27回 令和8年12月1日（火） 14:00-16:00

- 次期基本計画（素案）について

第28回 令和8年12月14日（月） 10:00-12:00

- 次期基本計画（案）について

（※）上記はあくまで予定であり、議論を踏まえて変更することもあり得る。